

新潟市新津美術館施設利用の手引き

貸し出し施設

- 市民ギャラリー ○ 野外劇場 ○ レクチャールーム ○ 展示室

【各施設の概要】

(1)市民ギャラリー / 面積 290 m²

市民ギャラリーは一般の方から営利や商業宣伝の目的以外でギャラリーとして活用していただくための施設です。展示パネルで6つに仕切ることができ、予算や規模にあわせて6分の1利用から全体利用までの6段階でご利用いただけます。

(2)野外劇場 / 面積 435 m²(舞台 254 m²、客席 181 m²)

観客300名収容可能な扇状の客席と直径10mの円形ステージをもつ野外の円形劇場です。コンサートや演劇、パフォーマンスの舞台として幅広くご利用いただけます。ただし、音響や照明機器類は持ち込みとなります。

(3)レクチャールーム / 面積 110 m²

※スライド・OHP・ビデオ設備有り

レクチャールームは、美術や文化、教養等に関する調査、研究及び普及活動などを目的とした使用に限りご利用いただけます。20～30名程度の会議(テーブル利用)100名程度(椅子のみ利用)の講演会が可能です。

(4)展示室 / 展示室1 面積 370 m² 展示壁面延長最大 80m

展示室2 面積 350 m²

※展示パネルの使用により展示壁面延長最大 79m

※固定式展示ケース 28m(展示室2のみ)

天井高 10m, 2つの展示室は美術に関する発表や展示等を目的としてご利用いただけます。

【利用単位と利用期間】

(1) 市民ギャラリー

:利用は1週間単位で連続2週間を限度とします。(1週間は休館日を除く6日間です)

(2) 野外劇場

:1時間単位で利用できます。引き続き利用できる期間は1週間です。

(3) レクチャールーム

:1日、午前、午後の区分で利用できます。引き続き利用できる期間は3日間です。

(4) 展示室

:展示室1・2とも利用期間は2週間以上4週間以内です。

【利用料金】

(1)市民ギャラリー

区 分	単 位	利 用 料 金	
市民ギャラリー	1週間につき	6分の1利用	8,000円
		6分の2利用	15,000円
		6分の3利用	20,000円
		6分の4利用	25,000円
		6分の5利用	30,000円
		全体利用	35,000円

※利用に際し、観覧料又はこれに類するものを徴収するときは、利用料の5割の額を加算します。

区 分	単 位	利 用 料 金		
展示パネル	1週間につき	1枚につき	大	300円
			中	200円
取付照明器具		1個につき		300円

※展示パネル大(幅 6m×高さ 3.73m×厚さ 12cm)

展示パネル中(幅 4.15m×高さ 3.73m×厚さ 12cm)

(2)野外劇場

区 分	単 位		利 用 料 金
野外劇場	午前 9 時～午後 5 時	1時間につき	500円
	午後 5 時～午後 9 時	1時間につき	1,000円

※利用に際し、観覧料又はこれに類するものを徴収するときは、利用料の5割の額を加算します。

(3)レクチャールーム

区 分	単 位	利 用 料 金
レクチャールーム	1日(午前 10 時～午後 5 時)	6,000円
	午前(午前 10 時～正午)	2,000円
	午後(午後 1 時～午後 5 時)	4,000円

区 分	単 位	利 用 料 金
視聴覚機器設備一式	1日(午前 10 時～午後 5 時)	3,000円
	午前(午前 10 時～正午)	1,000円
	午後(午後 1 時～午後 5 時)	2,000円

(4)展示室

区 分	単 位	利 用 料 金
展示室 1	1日	15,000円
展示室 2	1日	15,000円

※利用に際し、観覧料又はこれに類するものを徴収するときは、利用料の5割の額を加算します。

区 分	単 位	利 用 料 金	
可動展示パネル	1日につき	1枚につき	100円
取付照明器具		1個につき	50円

※可動式展示パネル(幅 1.8m×高さ 2.5m×奥行き 92cm)

エンドパネル(幅 0.92m×高さ 2.443m×厚さ 5cm)

【利用手続き】

- (1) 施設の利用を希望する人は、利用許可申請書「新潟市新津美術館施設等利用許可申請書」を美術館まで提出していただきます。
- (2) 申請は、市民ギャラリー、野外劇場、展示室が利用開始の6ヶ月前の日の属する月の初日から、レクチャールームについては利用開始の2ヶ月前の日の属する月の初日から受け付けます。
- (3) 受付時間は午前10時から午後5時までです。
- (4) 利用を許可したときは利用許可書を交付しますので、その時点で料金を納めていただきます。
- (5) 美術館が施設を使用する期間は利用できません。

ご利用にあたっての注意事項

【搬入・展示・搬出等】

- (1) 施設の利用時間は午前10時～午後5時です。(野外劇場は午後9時まで利用できます。)
- (2) 許可された利用時間、利用期間には準備及び後片付けに要する時間も含まれます。
- (3) 美術館の休館日(毎週月曜日、祝日の場合はその翌日)は利用できません。
- (4) 美術館の臨時休館日(展示替え等による休館の場合)は利用できません。
- (5) 危険物や施設を損傷、汚染するおそれがあると当館が判断するものは、展示できません。
- (6) 展示にあたっては、当館にあるフック等備品をご使用下さい。それ以外のものをご利用になりたい場合は、事前にご相談ください。
- (7) 搬入、搬出、展示の際は、美術館職員の指示に従ってください。
- (8) 展示に際し、特別の設備をしようとする場合は、事前に許可が必要です。

【守っていただく事項】

- (1) もっぱら営利又は宣伝を目的とした利用はできません。
- (2) 営利目的のための物販はできません。
(行事の実施上必要なパンフレット、図録などは除きます。)
- (3) 施設内での喫煙や特定の場所以外での飲食は禁止となっています。
- (4) 利用期間中は係員の指示に従い、一般観覧者の迷惑にならないようにお願いします。
- (5) 施設の利用中に備品や器具などに故障や破損が生じたら、すみやかに連絡してください。
- (6) 館内への生花、水などの持ち込みを禁止します。

- (7) 利用期間中における展示品等の管理は利用者が責任をもって行ってください。万一展示品等の破損や紛失が発生しても美術館はいっさい責任を負いません。
- (8) 利用終了後は会場の清掃を行い、原状に回復した上で、美術館職員の点検を受けてください。ゴミは持ち帰っていただきます。
- (9) 利用申込があった区間以外のご利用はできません。

【その他】

- (1) 次の場合は、市民ギャラリーの利用許可を取り消します。
 - ① 展示内容が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合。
 - ② 美術館の管理上、支障があると認められる場合。
 - ③ 許可を受けた目的以外の目的に利用する場合。又は、第三者に利用させる場合。
 - ④ 偽り、その他不正な手段による利用の許可を受けた場合。

- (2) お申し込みその他については、新津美術館までお問い合わせください。